

仕 様 書

この仕様書は、盛岡市が発注する市営月が丘アパート4号館外水道集中メーター交換修繕を受注する者に適用するものである。

1 総 則

本修繕において、設計書や特記仕様書に記載されていない事項は「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房長官官舎部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」による。

2 修繕内容

- | | | |
|--------|---------------------------|---------------|
| (1) 件名 | 市営月が丘アパート4号館外水道集中メーター交換修繕 | |
| (2) 工期 | 契約日の翌日から令和6年3月1日（金）まで | |
| (3) 場所 | 市営月が丘アパート4号館（24戸） | 盛岡市月が丘三丁目8番4 |
| | 市営月が丘アパート5号館（18戸） | 盛岡市月が丘三丁目7番5 |
| | 市営月が丘アパート集会所（1戸） | 盛岡市月が丘三丁目7番5 |
| | 市営青山三丁目アパート3号館（36戸） | 盛岡市青山三丁目11番3 |
| | 市営青山三丁目アパート4号館（36戸） | 盛岡市青山三丁目11番4 |
| | 市営川目アパート1号館（30戸） | 盛岡市東山一丁目17番1 |
| | 市営川目アパート2号館（40戸） | 盛岡市東山一丁目15番2 |
| | 市営川目アパート3号館（40戸） | 盛岡市東山一丁目15番3 |
| | 市営川目アパート4号館（40戸） | 盛岡市東山一丁目15番4 |
| | 市営法領田アパート1号館（12戸） | 盛岡市乙部31地割55番1 |
| | 市営法領田アパート2号館（12戸） | 盛岡市乙部31地割55番1 |
| | 市営法領田アパート集会所（1戸） | 盛岡市乙部31地割55番1 |

3 修繕の概要

各住戸の水道集中メーターの交換（全 290戸）

- (1) 既設の各戸及び集会所水道メーター(20mm・25mm)を取外し、新メーター(20mm・25mm)を取付ける。
- (2) メーター回りの保温は既存と同等の仕様(グラスウール:PS内・アルミガラスクロス)とし、メーター交換の後、メーター及びその前後の配管は、既存の凍結防止ヒーターを露出しないように巻き直すこと。
- (3) 各棟1階の階段ホール内に1箇所又は複数箇所ある集中検針盤内の個別受信器を交換する。

(4) 試運転調整を実施する。

名称	摘要	数量	単位
水道メーター取付	口径 20 mm 電子式接線流羽根車型	288	個
水道メーター取付 (市営月が丘アパート集会所)	口径 20mm 直読式接線流羽根車型	1	個
水道メーター取付 (市営法領田アパート集会所)	口径 25mm 電子式接線流羽根車型	1	個
ミニカウンター取付		192	個
保温カバー取付	20mm	288	個
既設水道メーター取外し (撤去)		290	個
ミニカウンター取外し (撤去)		192	個
集中検針盤中扉取替	※ 1	1	台
隔測表示器取替	※ 2	1	台
保温補修費		288	箇所
発生材処分費		1	式

※ 1 月が丘アパート 4 号館については、1 階の階段ホール内に 1 箇所ある既設集中検針盤は、平成 27 年度に電池基盤のみ交換しており、今年度で更新時期である 16 年目を迎えているため、集中検針盤中扉を交換する（ボックスは再利用とする）。既設集中検針盤（スター方式）と新メーターは同一メーカーとする。既設集中検針盤（スター方式）の仕様は下記のとおり。

型 式：R S J 0 3 B 検針個数：30 戸用

電 源：リチウム電池 耐用年数：8 年

※ 2 市営法領田アパート集会所において、隔測表示器を接続する方式を用いているため、本修繕においても同仕様とする。また、新メーターと隔測表示器は同一メーカーとする。隔測表示器の仕様は下記のとおり。

型 式：E K I C L

3 監 理

(1) 施工箇所がすでに供用されている住宅であるため、入居者及び近隣住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工にあたっては、事前に市担当者と十分に打ち合わせを行い、本住宅の入居者等に支障なきよう万全を期すること。また、施工完

了後はその個所について完成確認を受けること。

- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等の物とする場合は、市担当者の承諾を受けること。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うこと。
- (4) 調査等にて重大な不良個所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 工事に必要な水、電力等の使用については、使用前に市担当者と協議すること。なお、使用に係る費用負担は受注者で行うこと。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)

4 主な提出書類

- (1) 修繕着手届
- (2) 当初（変更）業務工程表届
- (3) 納入仕様書
- (4) 修繕完了届
- (5) メーター交換報告書
- (6) 試運転調整報告書・作動確認報告書
- (7) 完成図
- (8) 出荷証明書・製品検査証明書
- (9) 製品保証書
- (10) 写真 材料検収時、施工前、施工中及び施工完了後
※写真は修繕項目毎にカラー印刷で出力し、団地、棟番号及び部屋番号毎に把握できるよう修繕写真一式として提出すること。上記項目以外のその他写真については、特段の指示がない場合は受注者の判断により必要に応じて提出すること。
- (11) その他、発注者が必要と認める書類
※ 提出書類は実工程に応じてそれぞれ速やかに提出すること。

5 その他

- (1) 業務の履行に際し疑義が生じた場合、発注者、受注者両者で協議のうえ速やかに処置するものとする。
- (2) 修繕実施場所における駐車場の利用が必要な場合は、事前に建築住宅課の担当者と協議すること。

